

情報番号：20062248

テーマ：就業規則（変更）届

編著者：特定社会保険労務士 瀬沼 國三郎

1. どんなときに必要か

「就業規則」は、各事業場における労働条件および職場規律等についての具体的細目を成文化したものをいいます。

労働基準法は、「常時10人以上の労働者を使用する使用者は、就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければならない。その内容を変更した場合も同様である。」（第89条）と定めています。したがって、正社員、非正社員（パートタイマー、アルバイトなど）の区別なく、常時(※)10人以上の労働者を使用する企業は、必ず就業規則を作成し、所轄労働基準監督署長に届け出なければなりません。また、就業規則の内容を変更したときにも、同様に届け出る義務があります。

※「常時」とは、「常態」としての意味であり、したがって一時的に10人未満であっても通常は10人以上の労働者を使用していれば、就業規則の作成義務があります。

一方、労働者を常時10人以上使用しているかどうかは、企業単位で見るのではなく、個々の事業場単位で判断するものとされています。

なお、常時10人未満の労働者を使用する使用者には、労働基準法第89条の就業規則作成義務は課されていませんが、使用者と労働者との間で、労働条件や職場規律などをめぐってトラブルや争いが生じることを事前に防ぐためにも、就業規則を作成しておくことが望まれます。

また、使用者は、就業規則の作成または変更を行なう場合には、その事業場における労働者代表（過半数労働組合または労働者の過半数代表者）から意見を聴き、所轄労働基準監督署長への届出の際に、その意見を記した書面（意見書）を添付しなければなりません。この意見書には労働者代表の署名または記名押印が必要です。

なお、複数の事業場がある企業で、支店等の就業規則が本社の就業規則と同一の内容である場合には、本社所在地を管轄する労働基準監督署に一括して届け出ることが可能です。

この他、就業規則の一部変更の場合には、必ずしも就業規則の全部を届け出る必要はなく、変更部分のみを抜粋して届け出ても差し支えありません。ただし、この場合には、主な変更事項について、当該条ごとに改正前、改正後それぞれの条文およびその内容を記載することになります。

2. 手続の方法

- (1) 提出者 使用者
- (2) 提出先 所轄労働基準監督署長
- (3) 提出期限 就業規則作成(変更)後、遅滞なく
- (4) 提出部数 2部
- (5) 添付書類 ①就業規則、②労働者代表の意見書

3. 記載上のポイント

- (1) 「労働保険番号」の欄は、労働基準監督署が就業規則の管理上必要としているものですから、記入漏れのないようにします。
- (2) 「労働者数」の欄には、正社員だけでなく、パートタイマー、アルバイト等の非正社員を含めた労働者数を記入します。
- (3) 「意見書」に関して、「意見を聴く」とは、労働者代表の意見を求めるということであって、合意や同意を得るとか、協議をすることまで求めているものではありません。また、労働者の団体的意見は、法律上、拘束力をもつものではありません。
つまり、反対理由の如何を問わず、他の要件を具備する限り、当該就業規則自体の効力には影響がありません。
労働者代表に意見がある場合は、具体的に記載する必要がありますが、すべて同意する場合は、「意見書」に「とくに意見はありません。」として記載して構いません。
「意見書」の様式は、任意とされています。
- (4) 就業規則の作成の方法等については、JRS 関連情報 : 05010611～05010622 を参照してください。

【2022.12 点検】

(2023.11 点検)

(執筆者) 特定社会保険労務士 瀬沼國三郎 掲載内容の無断転載を禁じます。

就業規則（変更）届

令和 ○ 年 6 月 1 日

新宿 労働基準監督署長 殿

今回、別添のとおり当社の就業規則を制定~~→変更~~いたしましたので、意見書を添えて提出します。

主な変更事項

条文	改正前	改正後

労働保険番号	都道府県	所轄	管轄	基幹番号				枝番号			被一括事業番号						
	1	3	1	0	8	9	8	6	4	2	0	0	0	0			
ふりがな	はなだいんさつかぶしがいしゃ																
事業場名	花田印刷株式会社																
所在地	東京都新宿区高田馬場〇-〇-〇 Tel 03-1357-2468																
使用者職氏名	代表取締役 花田秀一 ㊞																
業種・労働者数	印刷業				企業全体				15人			事業場のみ			人		

〔 前回届出から名称変更があれば旧名称
また、住所変更もあれば旧住所を記入。 〕

意見書

令和〇年6月1日

花田印刷株式会社
代表取締役 花田 秀一 殿

令和〇年5月15日付をもって意見を求められた就業規則案について、下記のとおり意見を提出します。

記

原則として賛成しますが、下記の条項については、今後検討をお願いします。

1. 第〇〇条関係 アニバーサリー休暇（有給）の導入をしていただきたい。

2. 第〇〇条関係 特別休暇のうち、産前産後の休業および生理休暇にかかる賃金の取扱いについては、有給として頂きたい。

以上

労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の
労働者の過半数を代表する者の選出方法（

職名 主任
氏名 小島 正男
投票による選挙

印)